

【沖縄県警戒レベル判断指標及び事象】（令和4年11月30日適用）

沖縄県警戒レベル判断に当たっては、下記において設定されている指標が目安を超えた場合に機械的に判断するのではなく、保健医療の負荷の状況（外来医療の状況、救急医療の状況、入院医療の状況、社会福祉施設等における療養状況）、社会経済活動の状況（職場等での欠勤者の増加等）及び感染状況に関する事象等を十分に勘案し、必要に応じて実情等を把握している専門家等の意見も参考にしつつ、総合的に判断する。

		レベル1 感染小康期	レベル2 感染拡大初期	レベル3 医療負荷増大期	レベル4 医療機能不全期
判断指標①	病床使用率	30%以下	50%以下	50%超	80%超
判断指標②	重症病床使用率	30%以下	50%以下	50%超	80%超
感染防止対策等における国との連携等について（概要）		・同時流行への備え ・基本的対感染対策等	・リスクに応じた受診療養の呼掛け ・施設等へ対応を呼掛け 等	国は当該都道府県を「医療ひっ迫防止対策強化地域」として位置付け支援	社会の感染レベルを下げる必要がある

医療非常事態宣言

医療ひっ迫防止対策強化宣言の措置の概要

1. 医療体制の機能維持

- ・重症化リスクが低い人は、発熱外来を受診する前に、自宅で検査キットによるセルフチェックを行う
- ・救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限る
- ・必要に応じて、病床確保等に関する医療機関への協力要請（感染症法第16条の2等）を行う。 等

2. 感染拡大防止措置

- ・住民に対し、感染拡大の状況、医療の負荷の状況を丁寧に伝えとともに、協力を呼びかける。
- ・住民への協力要請 又は呼びかけを行う。（速やかにオミクロン株対応ワクチンを接種する。高齢者施設等の利用者に対して一時帰宅時等の節目での検査を行う。混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える。大人数の会食や大規模なイベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討判断する。学校や部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に特に気を付ける。）
- ・事業者への協力要請 又は呼びかけを行う。（テレワーク等の推進。医療機関、高齢者施設、学校、保育所等において、分科会提言の対策を講じる。） 等

3. 業務継続体制の確保

- ・多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保を促す。
- ・一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先や顧客等に示すことを促す。
- ・濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを周知する。 等

医療非常事態宣言の措置の概要

「レベル3 医療負荷増大期」において、感染拡大のスピードが急激な場合や「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策を講じても感染拡大が続き、医療が機能不全の状態になり、社会インフラの維持にも支障が生じる段階（「レベル4 医療機能不全期」）になることを回避するために、都道府県が「医療非常事態宣言」を行い、国は、当該都道府県を「医療非常事態地域」として位置付ける。当該都道府県は、住民及び事業者に対して、人と人の接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけを行う。

【住民・事業者に対する協力要請 又は呼びかけ】

- ①外出・移動は必要不可欠なものに限ることを要請（出勤大幅抑制、帰省・旅行の自粛も要請）
- ②飲食店や施設の時短・休業は要請しないが、外出自粛要請に関する理解を求める。イベントの延期等の慎重な対応を要請
- ③原則として、学校の授業は継続。部活動の大会や学校行事等には開催方式の変更等を含め慎重な対応を要請